

議案第 82 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

人事院勧告により一般職の期末勤勉手当の支給割合を引き上げるものであるが、特別職についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。